

# おおい町違反広告物等是正要領

平成 28 年 1 月 27 日  
告示第 13 号

## 第 1 趣旨

この要領は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）及び福井県屋外広告物条例（昭和 39 年福井県条例第 45 号。以下「条例」という。）の規定に違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「違反広告物等」という。）の是正事務（以下「是正事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 用語の意義

この要領で使用する用語の意義は、この要領で定めるもののほか、法、条例及び福井県屋外広告物条例施行規則（昭和 39 年福井県規則第 54 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

## 第 3 違反広告物等

この要領における違反広告物等とは、次に掲げるものをいう。

- 1 条例第 2 条（禁止地域等）の規定に違反して表示され、又は設置されている広告物等
- 2 条例第 3 条（禁止物件等）の規定に違反して表示され、又は設置されている広告物等
- 3 条例第 4 条（許可地域等）の規定による許可を受けずに表示され、又は設置されている広告物等
- 4 条例第 9 条（禁止広告物）の規定に違反して表示され、又は設置されている広告物等
- 5 条例第 11 条（許可等の期間等）に規定する許可に付された条件に違反して表示され、又は設置されている広告物等
- 6 条例第 12 条（変更等の許可等）の規定による許可を受けずに変更され、又は改造された広告物等
- 7 条例第 17 条（管理義務）の規定に違反して表示され、又は設置されている広告物等
- 8 条例第 18 条（除却義務）の規定に違反して表示され、又は設置されている広告物等
- 9 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けた広告物等

## 第 4 はり紙、はり札、立看板及びのぼりの取扱い

- 1 違反広告物等のうちはり紙については、申請者に指導を行い、その後も許可申請がないとき又は当該違反広告物等を除却しないときは、法第 7 条 4 項の規定に基づく除却（以下「簡易除却」という。）により対応するものとする。
- 2 違反広告物等のうちはり札、立看板及びのぼりについては、簡易除却により対応するものとする。

## 第5 調査

- 1 是正事務を担当する職員（以下「担当職員」という。）は、管内のパトロールにより法及び条例の規定に違反している疑いのある広告物等を発見したとき又はこれらに関する町民からの通報を受けたときは、速やかに必要な調査を行い、法及び条例の規定に違反している事実及び第6に規定する是正指導等の適切な相手方を確認するものとする。
- 2 調査は、調査時の現況を写真及び書面で記録するものとする。写真の撮影に当たっては、撮影年月日を判読できるようにしておくものとする。
- 3 担当職員は、調査に当たっては、条例第20条第2項の規定に基づきその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 住居の敷地等民有地に立ち入る場合には、あらかじめその居住者等の承諾を得ておかなければならない。承諾が得られないときは、広告物等の倒壊等により公衆に対するさし迫った危害が予想される場合を除き、立ち入らないものとする。
- 5 表示内容、設置場所等から調査してもなお当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者を確知できないときは、法第7条第2項の規定に基づく除却（以下「略式代執行」という。）により対応するものとする。略式代執行については、第13の規定による。

## 第6 是正指導等の相手方

この要領に基づく是正指導、措置命令、除却命令等は、原則として、当該違反広告物等について最終的な責任を有すると認められる者を第一義的な相手方とする。したがって、通常は広告主が第一義的な相手方となるが、調査の結果、屋外広告業者等広告主以外の者が、表示（設置）・維持管理・除却等の業務を広告主から請け負い、当該違反広告物等について最終的な責任を有すると認められたときは、この限りでない。

## 第7 関係機関との協議

違反広告物等が他法令に抵触すると認められるときは、関係機関又は関係所属に連絡し、当該機関または所属と協議するものとする。

## 第8 是正指導

違反広告物等の是正については、次のとおり指導するものとする。

### 1 是正の緊急性が認められる違反広告物等の是正の指導

条例第9条（禁止広告物）第2号又は第3号の規定に違反して表示され、又は設置されている違反広告物等で、倒壊等による公衆に対するさし迫った危害が予想される等その性質上是正の緊急性が認められるものについては、次のとおり指導するものとする。

- (1) 発見次第、違反広告物等に表示された連絡先等に電話または訪問し、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対して速やかに必要な措置を行うよう指導する。
- (2) (1)の指導を行っても必要な措置がされないときは、原則として条例第21条第1項の規定

に基づく措置命令を行う。措置命令については、第9の規定による。

## 2 無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等の是正の指導

### (1) 現状のままです許可することができる見込みがあるもの

許可基準に適合しており、許可申請があれば現状のままです許可することができると思込まれるが、無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等については、次のとおり指導するものとする。

- ① 違反広告物等に表示された連絡先等に電話又は訪問し、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対して許可申請を行うよう口頭で指導するとともに、申請指導文書（様式第1号）等の適切な送達先を確認する。
- ② 口頭で指導を行った日から2週間程度を経過しても許可申請がないときは、申請指導文書及び屋外広告物等表示（設置）許可申請書（規則様式第1号）を郵送又は直接交付により送達する。申請指導文書中の許可申請書提出期限は、発送又は直接交付の日から2週間程度経過した日とする。
- ③ ②の許可申請書提出期限までに許可申請がないときは、申請再指導文書（様式第2号）を郵送又は直接交付により送達する。申請再指導文書中の許可申請書提出期限は、発送又は直接交付の日から2週間程度経過した日とする。
- ④ ③の許可申請書提出期限までに許可申請がないとき又は当該違反広告物等を除却しないときは、原則として条例第21条第2項の規定に基づく除却命令を行う。除却命令については、第9の規定による。

### (2) 現状のままでは許可することができる見込みがないもの

許可基準に適合していないことなどにより、現状のままでは許可申請があっても許可することができなと思込まれる違反広告物等については、次のとおり指導するものとする。ただし、条例第9条（禁止広告物）の規定に違反して表示され、又は設置されているものについては、(3)により指導するものとする。

- ① 違反広告物等に表示された連絡先等に電話または訪問し、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対して当該違反広告物等の是正の実施、是正計画書（様式第4号）の提出等を口頭で指導するとともに、是正指導文書（様式第3号）等の適切な郵送先を確認する。是正期限は、是正計画書の提出日から最長で3か月以内とする。
- ② 口頭で指導を行った日から2週間程度を経過しても是正計画書の提出がないときは、是正指導文書及び是正計画書を郵送又は直接交付により送達する。是正指導文書中の是正計画書提出期限は、発送又は直接交付の日から2週間程度経過した日とし、是正期限は、是正計画書の提出日から最長で3か月以内とする。
- ③ ②の提出期限までに是正計画書の提出がないときは、是正再指導文書（様式第5号）を郵送又は直接交付により送達する。是正再指導文書中の是正計画書提出期限は、発送又は直接交付の日から2週間程度経過した日とする。
- ④ 是正計画書が提出されたときは、下記により取り扱う。

ア 計画の内容を審査し、必要な補正を指導する。

イ 是正期限までの間、適宜進捗状況を確認する。

ウ 是正期限までに是正がされない場合は、⑥により取り扱う。

⑤ 違反広告物等の是正措置が完了したときは、是正（除却）完了報告書（様式第6号）の提出を求める。また、新たに許可申請を必要とする場合は、2週間程度の申請期限を設定し、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（規則様式第1号）を送付する。

⑥ ③の提出期限までに是正計画書の提出がないとき又は是正期限までに是正がされないときは、原則として条例第21条第2項の規定に基づく除却命令を行う。除却命令については、第9の規定による。

(3) 条例第9条（禁止広告物）の規定に違反しているため、現状のままでは許可することができる見込みがないもの

① 当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対し、(2)①～⑤に準じて是正指導を行う。

② ①の是正指導を行っても必要な措置がされないときは、原則として条例第21条第1項の規定に基づく措置命令を行う。措置命令については、第9の規定による。

③ ②の措置命令を行ってから2週間程度を経過しても必要な措置がされないときは、原則として条例第21条第2項の規定に基づく除却命令を行う。除却命令については、第9の規定による。

### 3 許可を受けて表示され、又は設置されている違反広告物等の是正の指導

(1) 条例第9条（禁止広告物）の規定に違反して表示され、若しくは設置されている違反広告物等又は条例第17条（管理義務）の規定に違反して表示され、若しくは設置されている違反広告物等の是正の指導

① 当該違反広告物等の広告物表示管理者等に対し、2の(2)①～⑤に準じて是正指導を行う。

② ①の是正指導を行っても必要な措置がされないときは、原則として条例第21条第1項の規定に基づく措置命令を行う。措置命令については、第9の規定による。

③ ②の措置命令を行ってから2週間程度を経過しても必要な措置がされないときは、原則として、条例第19条の規定に基づく許可の取消しを行うとともに、条例第21条第2項の規定に基づく除却命令を行う。許可の取消しについては第10の規定により、除却命令については第9の規定による。

(2) 条例第11条（許可等の期間等）に規定する許可に付された条件に違反して表示され、若しくは設置されている違反広告物等又は条例第12条（変更等の許可等）の規定による許可を受けずに変更され、若しくは改造された違反広告物等の是正の指導

① 当該違反広告物等について許可を受けた者に対し、2の(2)①～⑤に準じて是正指導を行う。ただし、条例第12条（変更等の許可等）の規定による許可を受けずに変更され、若しくは改造された広告物等で、現状のままで変更（改造）許可することができる見込みがあるものについては、2の(1)①～③に準じて是正指導を行うものとする。

- ② ①の是正指導を行っても、期限までに是正計画書の提出がないとき又は変更（改造）許可申請がないときは、原則として、条例第19条の規定に基づく許可の取消しを行う。許可の取消しについては、第10の規定による。
- ③ ②の許可の取消しを行っても、当該違反広告物等を直ちに除却しないときは、遅滞なく、条例第21条第2項の規定に基づく除却命令を行う。除却命令については、第9の規定による。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けて表示され、又は設置されている違反広告物等の是正の指導
- ① 当該違反広告物等について許可を受けた者に対し、原則として、条例第19条の規定に基づく許可の取消しを行う。許可の取消しについては、第10の規定による。
- ② ①の許可の取消しを行っても、当該違反広告物等を直ちに除却しないときは、遅滞なく、条例第21条第2項の規定に基づく除却命令を行う。除却命令については、第9の規定による。

## 第9 措置命令又は除却命令

第8で行う措置命令又は除却命令（以下「措置命令等」という。）については、次のとおり行うものとする。

- 1 措置命令書（様式第7号）又は除却命令書（様式第8号）を配達証明郵便で送付して行う。
- 2 措置又は除却を完了する期限は、発送の日から2週間程度経過した日とする。
- 3 措置命令等を行った時点（命令書の日付と同日）における現場の状況を記録するため、写真の撮影を行い、後日の証拠として保存する。
- 4 措置命令等により違反広告物等の是正措置又は除却が完了したときは、是正（除却）完了報告書（様式第6号）の提出を求める。また、新たに許可申請を必要とする場合は、2週間程度の申請期限を設定し、屋外広告物等表示（設置）許可申請書（規則様式第1号）を送付する。

## 第10 許可の取消し

第8で行う許可の取消しについては、次のとおり行うものとする。

- 1 許可取消通知書（様式第9号）を配達証明郵便で送付して行う。
- 2 許可の取消しを行った時点（取消通知書の日付と同日）における現場の状況を記録するため、写真の撮影を行い、後日の証拠として保存する。

## 第11 刑事告発及び行政代執行

第9による措置命令等を行った場合において、命令書発送の日から2か月を経過しても措置又は除却がされないときは、原則として、所轄警察署長に刑事告発を協議するとともに、法第7条第3項に基づく行政代執行法に定めるところによる措置を求める書面を県都市計画課へ提出するものとする。

## 第12 県への報告

- 1 屋外広告業者に対し第8により次に掲げる文書を送付したときは、遅滞なく、是正指導報告書

(様式第10号)に当該文書の写しを添えて、県都市計画課へ送付するものとする。

(1) 申請指導文書(様式第1号)

(2) 申請再指導文書(様式第2号)

(3) 是正指導文書(様式第3号)

(4) 是正再指導文書(様式第5号)

2 屋外広告業者に対し第9による措置命令等を行った場合において、措置又は除却を完了する期限までに措置又は除却がされないときは、遅滞なく、命令違反報告書(様式第11号)に命令書の写しを添えて、県都市計画課へ送付するものとする。

3 2の場合において、命令書発送の日から2か月を経過しても措置又は除却がされないときは、遅滞なく、命令違反報告書(様式第11号)を県都市計画課へ送付するものとする。この際には、当該時点における現場の状況を写真撮影し、添付するものとする。

### 第13 略式代執行

略式代執行については、次のとおり行うものとする。

1 条例第21条第3項に基づく公告を行う。なお、調査の状況については、過失なくして当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者を確知できないことを立証するための資料となることを踏まえ、適切に作成し、保管するものとする。

2 公告の期限が到来し、かつ、当該違反広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者が判明しなかった場合に、当該違反広告物等について略式代執行を行い、保管する。

### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。